

令和8年度  
松伏町結婚新生活支援事業



# 松伏町は 新婚生活を 応援します!!

# 60

## 最大 万円補助

※婚姻日において夫婦共に29歳以下の場  
合。夫婦どちらかが30歳以上39歳以下の  
場合は最大30万円となります。

申請期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 助成対象

- ・住居取得費用（建物費用のみ対象）
- ・住宅賃借費用（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）  
※職場から住宅手当を受給されている場合は、手当支給分を差し引いた額が対象
- ・リフォーム費用
- ・引越し費用（引越し業者を利用した場合のみ対象）



### 対象要件

以下の要件全てを満たす世帯

- ①令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻した夫婦
- ②婚姻届を提出した日に夫婦双方が39歳以下であること
- ③令和7年分（4月から6月までに申請する場合は令和6年分）の夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ④申請日に申請に係る住居の所在地に住民基本台帳法の規定による住民登録を行っている
- ⑤松伏町の住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がないこと
- ⑥松伏町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ⑦生活保護を受けていないこと
- ⑧補助金の申請の日から3年以上松伏町に居住する意思があること
- ⑨過去にこの事業と同様の補助金について、松伏町や他の自治体から交付を受けていないこと
- ⑩指定する書類を添えて申請でき、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの講座を受講できること

お問合せ先 松伏町役場すこやか子育て課 TEL:048-991-1876